

令和8年度（2026年度）4月定例役員会配布物一覧

【チェック】最初に配布物/部数が正しくそろっているかご確認ください。
 配布物の過不足、不明点がある場合は連合役員までお問合せください。

【チェック】

	① 赤坂台校区連合自治会4月定例役員会議案書	各単位1部
	ボランティア保険の加入書類	
	自治会施設賠償責任保険への加入依頼書	
	ふれあい（赤中PTA広報紙第138号）	各単位10部

<回覧板/（全戸配布）>

	① 赤中「学校だより」（4月号）	回覧板数
	② 自転車「青切符」の講習会	回覧板数
	③ 「みどりのつどい」5月17日（日）	回覧板数
	④ 堺市社会福祉協議会 住民賛助会員募集	全戸配布

<掲示物（掲示板）>

	① 防犯からのお知らせ・交番だより 4月号	掲示板数
	② 「令和8年堺プレミアム商品券事業」実施のぼすた-	掲示板数
	③ 自転車「青切符」の講習会	掲示板数

<その他>

赤坂台校区連合自治会 4 月度定例役員会議案書（案）

2026(R8)年 4 月 19 日（日）定期総会後、午前 10 時 40 分頃～
地域会館 4・5 号室

1 会長挨拶

2 連合自治会案件

- 1) 役員自己紹介（別紙参照）
- 2) 年間活動方針について（別紙参照）
- 3) 年間行事予定について（別紙参照）
- 4) 世帯数・回覧板数・掲示板数の集計表について（別紙参照）
- 5) 各単位自治会分担金について（別紙参照）
- 6) ボランティア保険の加入について（申込用紙配布）
連合自治会役員・スポーツ推進委員・防災委員・花くらぶ委員・ふるさと祭り実行委員につきましては連合自治会で加入しますが、その他の方については、各単位自治会でご対応（ご加入）ください。
※万が一、事故が発生した際は連合自治会迄ご連絡願います。
- 7) 自治会施設賠償責任保険への加入（継続）について（別紙参照）
各単位自治会が所有または管理する防犯灯・防犯カメラ・掲示板に起因する事故について保険金が支払われます。
加入依頼書のデータ（昨年度）を配布しますので確認してください。
（申請は会長名です）。
（訂正事項のある自治会等は本日申し出てください）
- 8) 自治会活動奨励金制度（新設）
 - ・環境美化活動（年 2 回春と秋、1 回につき 3,000 円）
 - ・地域防災訓練（年 1 回、5,000 円）
 - ・支払い条件は報告書の提出、QRコードを読み取り
連合自治会LINEに友達登録し次の内容を報告すること
実施日と時間、内容、参加人員、行事内容のわかる写真数枚
（個人がわかる写真はHP上では使用しません）、送信者氏名。



3 各委員会等から

- 1) スポーツ推進委員会
- 2) 防災委員会
- 3) ふるさと祭り実行委員会
- 4) 花くらぶ

4 堺市自治連合協議会案件

堺市社会福祉協議会住民賛助員募集について（全戸配布）

5 その他

次回の定例役員会は 5月10日(日)午前10:00~です

■次回持参して頂くもの

・分担金(振込または持参)

以上

赤坂台校区連合自治会

590-0144 堺市南区赤坂台2丁5番15号 赤坂台地域会館

管理人在館時間、 月～金、09～17時（12～13時は休憩時間）

土・日・祝日、お盆期間、年末年始期間は不在です

（不在時でも予約すれば使用可能です）

電話/Fax 072-297-5124

メール（会長、三役管理）

akasakadai@hb.tp1.jp

会長（石飛）への連絡は

携帯電話/MSG 090-5012-8884

メール akasakadai@outlook.jp



連合自治会用携帯電話（会長管理）090-4492-3844

LINE（赤坂台校区連合自治会）

この電話とLINEは常時モニターしていません

連合への行事实施の報告等（写真送付等）に使用してください



ホームページ（作成 会長）

akasakadai.net/sub004/index.html



令和8(2026)年度役職		令和8(2026)年度役職		出	欠
1	連合自治会(三役) 再任	会長	石飛 明夫	✓	
2	連合自治会(三役) 再任	副会長	中山 英治	✓	
5	連合自治会(三役) 再任	理事	荒木 義信	✓	
6	連合自治会(三役) 再任	理事	吉田 信夫	✓	
7	連合自治会(三役) 新任	理事	下村 耕造	✓	
8	連合自治会(監査) 退任	監査	津川 政義	✓	
9	連合自治会(監査) 再任	監査	和久利 正博	✓	
10	連合自治会(監査) 新任	監査	板倉 恵美	✓	
11	連合自治会(スポーツ推進委員長)	スポーツ推進委員長	鈴木 美穂	✓	
	連合自治会(防災委員長)	防災委員長	中山 英治	✓	
12	連合自治会(ふるさと祭り実行委員長)				
13	連合自治会(花くらぶ代表)	花くらぶ代表	島崎 光子	✓	
14	連合自治会(相談役)	相談役	相良 長久	✓	
15	連合自治会(相談役)	相談役	平松 孝夫	✓	
16	校区相談役	相談役	牧 善幸	✓	
17	校区相談役	相談役	田村 唯史		

17

定期総会ご来賓名簿

1	赤坂台中学校長	野口 仁志		✓	
2	赤坂台小学校長	大田 圭子		✓	
3	民生児童委員長	泊 晋吾			
4	福祉協議会会長	椋田 昭博		✓	
5	南堺防犯協会赤坂台支部長	海野 正孝		✓	

5

令和8(2026)年度 連合自治会(代議員)(幹事役員)(OBS)

				代	幹	OBS
1	1丁自治会	会長	代	安藤 黄太	*	
	1丁自治会	副会長	幹	大中 由紀子		*
2	2丁公社自治会	会長	代・幹	小林 司良	*	*
3	ファミリー赤坂台自治会	会長	代・幹	川崎 初治	*	*
4	3丁9番自治会	会長	代・幹	高橋 誠	委任	*
5	3丁9番高層自治会	会長		奥野 美恵子		*
	3丁9番高層自治会	副会長	代・幹	堀口 秋代	*	*
6	3丁南自治会	会長	代・幹	長岡 晋也	*	*
7	4丁自治会	会長	代	角谷 多恵	*	
	4丁自治会	副会長	幹	木村 地秋		*
8	リーシェス赤坂台4丁自治会	会長	代・幹	宮崎 聡	*	*
9	5丁自治会	会長		吉田 昌司		*
	5丁自治会	副会長	代・幹	吉川 永子	*	*
10	5丁西管理自治会	会長	幹	塙 浩		*
	5丁西管理自治会	副会長	代	石井 孝子	委任	*
11	6丁自治会	会長	代・幹	青木 崇大	*	*
12	6丁14A管理組合	理事長		小林 恵子		*
	6丁14A管理組合	担当理事	代・幹	牡丹 加代子	*	*
13	6丁14B自治会	会長	代・幹	谷本 敏光	*	*
14	6丁15管理組合	理事長		鳥越 慎司	委任	*
	6丁15管理組合	副理事長	代・幹	並川 治	*	*
15	フォーラムハウス6丁自治会	会長	代・幹	市田 裕紀	*	*
16	檜尾山自治会	会長	代・幹	本木 勉	*	*

代:代議員(定期総会出席)

幹:幹事(定例役員会出席)

OBS:(定期総会・4月度定例役員会出席)

出席者数	16	16	4
会議成立	2/3以上	11	11
議決	過半数	9	9

なお、この名簿は提出書類に基づいて作成していますが
間違い等がありましたら、会長石飛(090-5012-8884)までご連絡下さい。

第5号議案 令和8年度（2026年度）活動方針

1, 活動方針

安心安全な美しい町づくりおよび赤坂台校区住民の交流と親睦を図り、連合自治会活動の目的を円滑に遂行するため下記の諸行事を実施します。

今年度は、地域会館の耐震化工事・前回増築工事から15年ぶりとなる大規模修繕・改修工事を計画し、工事を開始する予定にしています。これには地域の皆さんの協力が必要ですのでよろしくお願いいたします。

2, 実施予定の諸行事

- (1) 親睦スポーツ大会、文化行事等の開催
- (2) 赤坂台ふるさとまつりの開催
- (3) 環境美化活動の推進
- (4) 堺市民オリンピックへの選手団の派遣
- (5) 自主防災活動の実施（自主防災会の設置・防災訓練の実施・防災用品の整備）
- (6) 安心安全のまちづくりの推進
(青色防犯パトロール・子ども110番・見守り隊)
- (7) 社会福祉活動への協力
 - ・赤十字活動資金募集
 - ・共同募金
 - ・歳末助け合い運動
- (8) 校区内外各種団体との連携および各種行事への協力
 - ・校区福祉協議会、青少年指導員、少年補導員、防犯協会、交通指導員、青少年健全育成協議会などとの連携
 - ・保育園、幼稚園、小学校、中学校との連携・交流
 - ・「二十歳を祝う会」などへの協力
 - ・近隣センター管理組合との連携
- (9) 人権啓発活動への協力
- (10) 地域活動推進事業
 - ・みなみ花咲くまちづくり推進事業（花くらぶ）
- (11) 南区自治連合協議会との連携
- (12) その他

3, 校区連合自治会組織運営の改革

- ・三役選考方法・定数等の検討
- ・定例会の開催方法と会議資料のペーパーレス化の推進（自治会内IT化計画）
- ・回覧板制度・掲示板制度の見直し（地域への情報伝達方法の検討）
- ・関連諸団体に関係する事項が多いので、会議等への参加をお願いする事があると思いますのでよろしくお願いいたします。

4, 地域会館の整備

地域会館の耐震化工事、大規模修繕・改修工事の計画と実施

令和8年度（2026年度）赤坂台校区連合自治会 行事予定（案）20260403

□南区自治連合協議会 : 原則毎月第1金曜日（8月無し）＝会長出席

□連合三役会 : 不定期

□定例役員会（※） : 原則毎月第2土曜日の次の日曜日：三役・幹事出席

年	月 日	行 事 予 定	
令和8年 2026年	※ 4月19日（日）	第50回定期総会 09:30～ （4月度）定例役員会（総会に引き続き開催）	
	※ 5月10日（日）	（5月度）定例役員会 10:00～	
	5月下旬	第1回環境美化活動（各単位自治会で実施）	
	※ 6月14日（日）	（6月度）定例役員会 10:00～	
	6月	日赤活動資金募集	
	6月7日（日）	親睦ソフトボール大会（赤坂台中学校）	
	6月11日（木）	グランドゴルフ大会（5丁多目的広場）（予備日6月18日）	
	6月28日（日）	南区ふれあいスポーツ大会	
	※ 7月12日（日）	（7月度）定例役員会 10:00～	
	※ 8月9日（日）	（8月度）定例役員会 10:00～	
	同日午後	ふるさと祭り実行委員会 13:30～	
	8月15日（土）	赤坂台ふるさとまつり 防犯夏季夜間巡回	
	※ 9月13日（日）	（9月度）定例役員会 10:00～	
	※ 10月11日（日）	（10月度）定例役員会 10:00～（予定）	
	10月12日（月・祝）	市民オリンピック	
	10月	共同募金	
	10月	結核・肺がん・胃がん・大腸がん検診	
	10月	防災訓練	
		11月8日（日）	南区ふれあい祭り
	※ 11月15日（日）	（11月度）定例役員会 10:00～	
	11月下旬	第2回環境美化活動（各単位自治会で実施）	
	※ 12月13日（日）	（12月度）定例役員会 10:00～	
	12月	歳末助け合い運動	
	12月20日（日）	地域会館年末大掃除	
	12月	歳末夜警	
令和9年 2027年	1月11日（月・祝）	二十歳の集い	
	※ 1月17日（日）	（1月度）定例役員会 10:00～	
	※ 2月14日（日）	（2月度）定例役員会 10:00～	
	※ 3月14日（日）	（3月度）定例役員会 10:00～	
	4月18日（日）	第51回定期総会 10:00～	

上記以外に、各専門委員会（スポーツ推進委員会・防災委員会・花くらぶ・ふるさとまつり実行委員会）が適宜開催されます。また、都合により予定が変更される場合があります。

（※）印は定例役員会開催日 下線は協賛・後援事業

令和8年度(2026年度)

2026/4/19訂正版

世帯数・回覧板数・掲示板数・集計表

単位自治会名称	世帯数	回覧板数	掲示板数
1丁自治会	408	46	5
2丁公社自治会	71	8	8
ファミリー赤坂台自治会	105	11	3
3丁9番自治会	365	72	6
3丁9番高層自治会	130	19	3
3丁南自治会	55	4	1
4丁自治会	182	19	3
リーシェス赤坂台4丁自治会	90	12	2
5丁自治会	327	20	4
5丁西管理自治会	70	7	2
6丁自治会	190	23	4
6丁14A管理組合	190	19	3
6丁14B自治会	107	12	2
6丁15管理組合	85	12	1
フォーラムハウス6丁自治会	46	5	2
檜尾山自治会	60	8	5
地域会館用	10	10	3
合計	2,491	307	57

赤坂台校区連合自治会

2026 (R8) 年度 赤坂台校区単位自治会分担金

本年度の校区分担金・ふるさと祭り分担金の納付額は以下のとおりです。
下記の口座にお振込みいただくか、次回の5月度定例役員会時にご持参願います。

振込先：三菱UFJ銀行 光明池支店 普通 3775965
名義：赤坂台校区連合自治会 会長石飛明夫(いしとび あきお)

※振り込み手数料は各単位自治会でご負担願います。

2026年3月15日報告時点の世帯数で計算しています。

自治会・管理組合名	世帯数	校区分担金 (@600)	ふるさと祭り 分担金 (@200)	納付額
1丁自治会	408	244,800	81,600	326,400
2丁公社自治会	71	42,600	14,200	56,800
ファミリー赤坂台自治会	105	63,000	21,000	84,000
3丁9番自治会	365	219,000	73,000	292,000
3丁高層自治会 (府営赤坂台高層住宅自治会)	130	78,000	26,000	104,000
3丁南自治会	55	33,000	11,000	44,000
4丁自治会	182	109,200	36,400	145,600
リーシェス4丁自治会 (リーシェス赤坂台4丁自治会)	90	54,000	18,000	72,000
5丁自治会	327	196,200	65,400	261,600
5丁西管理自治会	70	42,000	14,000	56,000
6丁自治会	190	114,000	38,000	152,000
6丁14A管理組合 (泉北赤坂台住宅管理組合)	190	114,000	38,000	152,000
6丁14B自治会 (泉北赤坂台B団地自治会)	107	64,200	21,400	85,600
6丁15管理組合 (泉北赤坂台六丁住宅管理組合)	85	51,000	17,000	68,000
フォーラムハウス 6丁自治会	46	27,600	9,200	36,800
檜尾山自治会	60	36,000	12,000	48,000
合計	2,481	1,488,600	496,200	1,984,800

自治会施設賠償責任保険のご案内

自治会（被保険者）が所有又は管理する防犯灯、防犯カメラ、掲示板に起因する事故について、自治会（被保険者）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。

※防犯灯・防犯カメラ・掲示板については、設置する土地等の所有者から許可（ex.市が管理する道路上に設置する場合は道路占用許可等）を得る必要がありますので、ご注意ください。

- ▶保険契約者 堺市自治連合協議会
- ▶被保険者 校区自治連合会、単位自治会（連合会未加入自治会を含む）
- ▶補償対象物 自治会（被保険者）が所有又は管理する防犯灯（※1）・防犯カメラ（※2）・掲示板（※3）
 - ※1 公衆街路灯 A
 - ※2 録画機能を有し、不特定多数の人が往来する道路等の公共空間を中心に撮影する防犯を目的とする屋外カメラ
 - ※3 公共的な目的で設置されている屋外掲示板。概ね(縦)2.2m×(横)2m以内を対象
- ▶保険料 自己負担はありません（堺市が全額負担）
- ▶申込締切日 校区自治連合会加入自治会（校区自治連合会・単位自治会）：4月24日（金）必着
※校区自治連合会を通じて配布している「自治会施設賠償責任保険への加入依頼について」を校区でとりまとめのうえ、各区自治連合協議会事務局（区役所自治推進課内）までご提出ください。
校区自治連合会未加入単位自治会：5月22日（金）必着
※別添の「自治会施設賠償責任保険への加入依頼について」と「会則」「役員名簿」等を各区自治連合協議会事務局（区役所自治推進課内）までご提出ください。
※お申し込みいただいた団体に対し、堺市自治連合協議会や堺市からイベント等のご案内を送付させていただきますので、ご了承ください。
- ▶支払限度額 1 事故につき対人・対物共通 2 億円（免責設定なし）
※法律上の損害賠償金（治療費、入院・通院費、慰謝料等）のほか、訴訟費用等が支払い対象になります。
※適用除外項目があります。
- ▶保険会社 募集期間終了後に、事務局において契約先を決定します。
- ▶保険期間 令和8年7月（予定）から1年間
- ▶保険金が支払われない主な場合（適用除外）
 - 被保険者の故意又は重過失によって生じた賠償責任
 - 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうに起因する賠償責任
 - 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償
 - 当該自治会が所有又は管理する防犯灯、防犯カメラ、掲示板の設置又は修理等の事故に起因する賠償

<お問い合わせ先>

○各区自治連合協議会事務局（各区役所自治推進課内）

（堺区）TEL228-7082 （中区）TEL270-8154 （東区）TEL287-8122 （西区）TEL275-1902

（南区）TEL290-1803 （北区）TEL258-6779 （美原区）TEL363-9312

○堺市自治連合協議会事務局 TEL228-7405（市民協働課内）

地域の皆さま

社会福祉法人
堺市社会福祉協議会
(公印省略)

令和8年度 住民賛助会員募集について（依頼）

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は本協議会事業ならびに地域福祉の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本協議会では、地域福祉の推進を目的に、住民賛助会員の募集に取り組んでおります。昨年度募集の際には、賛助会員への加入や取組について、皆様にご協力をいただきましてありがとうございました。

今年度につきましても、堺市の地域福祉の発展のためにご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、すでにお申し込みいただいた方には、重ねてのお願いになりましたことをお詫び申し上げます。

記

1. 募集内容 堺市社会福祉協議会 住民賛助会員
2. 会 費 年額 1口 500円（年度ごと・複数口可）
3. 申込方法 別添のチラシに付いている払込取扱票に必要事項を書き入れ、郵便局（ゆうちょ銀行）にてお振り込みください。（振込手数料は本協議会が負担いたします。）

- ※ 会費は、機関紙（堺の福祉）の発行や地域のつながりハート事業の推進など、地域福祉のために活用されます。
- ※ 住民賛助会員は、強制的にご加入いただくものではなく、社協活動にご賛同いただいた方に任意で加入していただくものです。

別添のチラシを1世帯1枚ずつお取りください。